

# 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱の改正について

## 1 趣旨

県では、宅地の造成等の大規模な開発である土地利用事業を行おうとする事業者に対して、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、「施行区域及びその周辺の地域における災害を防止する」とともに、「良好な自然及び生活環境の確保に努める」よう指導をしています。

昨今、太陽光発電設備の設置について、周辺地域への影響が懸念されるものや、災害の防止や環境の保全のために指導が必要であるものが見受けられるため、対象とする土地利用事業に「太陽光発電設備の設置」を追加する等の改正を行いました。

## 2 骨子

### (1) 改正の概要

ア 「定義」…対象とする土地利用事業に「太陽光発電設備の設置」を追加します。  
(第2条)

概要	昨今、太陽光発電設備の設置について、周辺地域への影響が懸念されるものや、災害の防止や環境の保全のために指導が必要であるものが見受けられるため、対象とする土地利用事業に「太陽光発電設備の設置」を追加します。
----	--

イ 「承認の申請」…承認申請に必要な書類を明記します。(第6条)

概要	手続方法を示した文書において、県土地利用事業の申請前に、市町による土地利用事業の指導が終わっていることを確認していることについて、要綱上に明記します。
----	---

ウ 「変更の承認」…変更承認の基準を明確化します。(第15条)

概要	事業計画における変更承認の際、第10条(承認の基準及び条件)を準用して指導していることについて、明確化します。
----	---

エ 「別表に定める基準」…別に定める基準とします。(第5条・第10条)

概要	「別表に定める基準」について、法令や基準の改正等に迅速に対応出来るよう、「別に定める基準」とします。
----	--

### (2) 施行期日

平成31年10月1日から施行します。